

◆ 平成 27 年 8 月から自己負担 2 割負担となる場合の留意事項 ◆

平成 27 年 8 月から一定以上所得者の利用者負担割合が 2 割に引き上げられます。



別途各市町村から送付される負担割合証交付書で1割負担又は2割負担になるかを必ずご確認ください。

※2 割負担額該当者の基準※

・ 1 号被保険者のうち上位 20%に相当する所得基準（合計所得金額 160 万円以上（単身で年金収入のみの場合、280 万円以上）を有している人。

ただし、合計所得金額が 160 万円以上であっても、実質的な所得が 280 万円に満たないケースや 2 人以上の世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」が単身 280 万円、2 人以上世帯で 346 万円未満の場合は 1 割負担に戻す。

2 割負担者が従来の 1 割負担で介護報酬の請求をした場合、市町村より 8 月に遡って、1 割分の負担金分が追加請求として別途ご利用者様へ通知されることとなりますのでご注意ください。

詳しくは、市町村からの通知書等でご確認をお願い致します。

ナビケア Plus 給付率変更方法

利用者情報⇒被保険者証情報を開き、右下の給付制限で新規追加をし、設定をしてください。
2 割負担の場合、給付率は 80%です。

※適用となるのは、平成 27 年 8 月からです。適用開始月にご注意ください!!